

今後の省エネルギー政策

2022年11月2日

資源エネルギー庁

■これまでの省エネ小委等での議論

令和3年

- ・ 2月19日 論点／今後の方向性の提示
- ・ 3月23日 関係業界等ヒアリング①（産業部門、転換部門）
- ・ 4月8日 関係業界等ヒアリング②（民生部門、運輸部門等）
- ・ 4月30日 ヒアリングを踏まえた論点整理①（省エネの深掘り）
- ・ 5月21日 ヒアリングを踏まえた論点整理②（非化石拡大等の新たな方向性）
- ・ 6月30日 個別論点整理（エネルギーの定義と需要最適化）
（10月22日 第6次エネルギー基本計画 閣議決定）
- ・ 12月24日 省エネ法改正の方向性

令和4年

- 【5月13日 第208回通常国会で改正省エネ法成立】**
- （ 6月 8日 第1回工場WG（改正省エネ法の具体論等について）
- （10月18日 第2回工場WG（改正省エネ法に基づく措置について）

■本日の議題

1. 背景→
2. 改正省エネ法の施行に向けて→
3. 省エネ政策の視点→
4. 今後の省エネ政策

1. 背景

(1) 我が国の省エネの進捗評価

(2) エネルギーコスト高騰

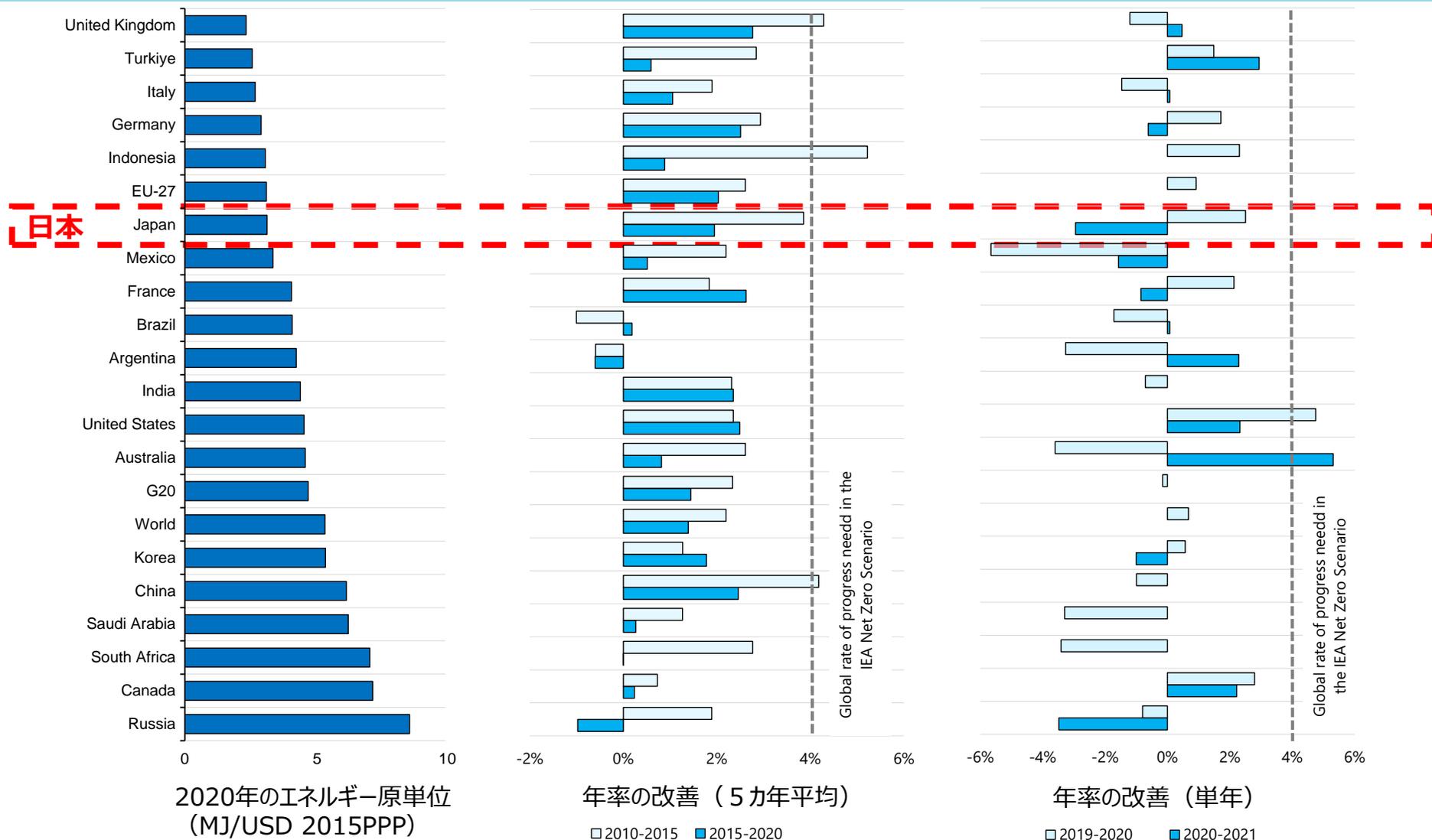
2. 改正省エネ法の施行に向けて

3. 省エネ政策の視点

4. 今後の省エネ政策

(1) 省エネの進捗評価①：IEAによるG20各国比較（エネルギー消費原単位）

- 日本は上位に位置。改善率はIEAのNetZeroシナリオ（年率▲4%）には届いてない。



(1) 省エネの進捗評価② : ACEEE による国際比較

- 世界各国の省エネの取組（政策と成果）を評価するACEEE（米国エネルギー効率経済評議会）の「国際エネルギー効率スコアカード」では、日本は総合ランクで7位（25国中）。

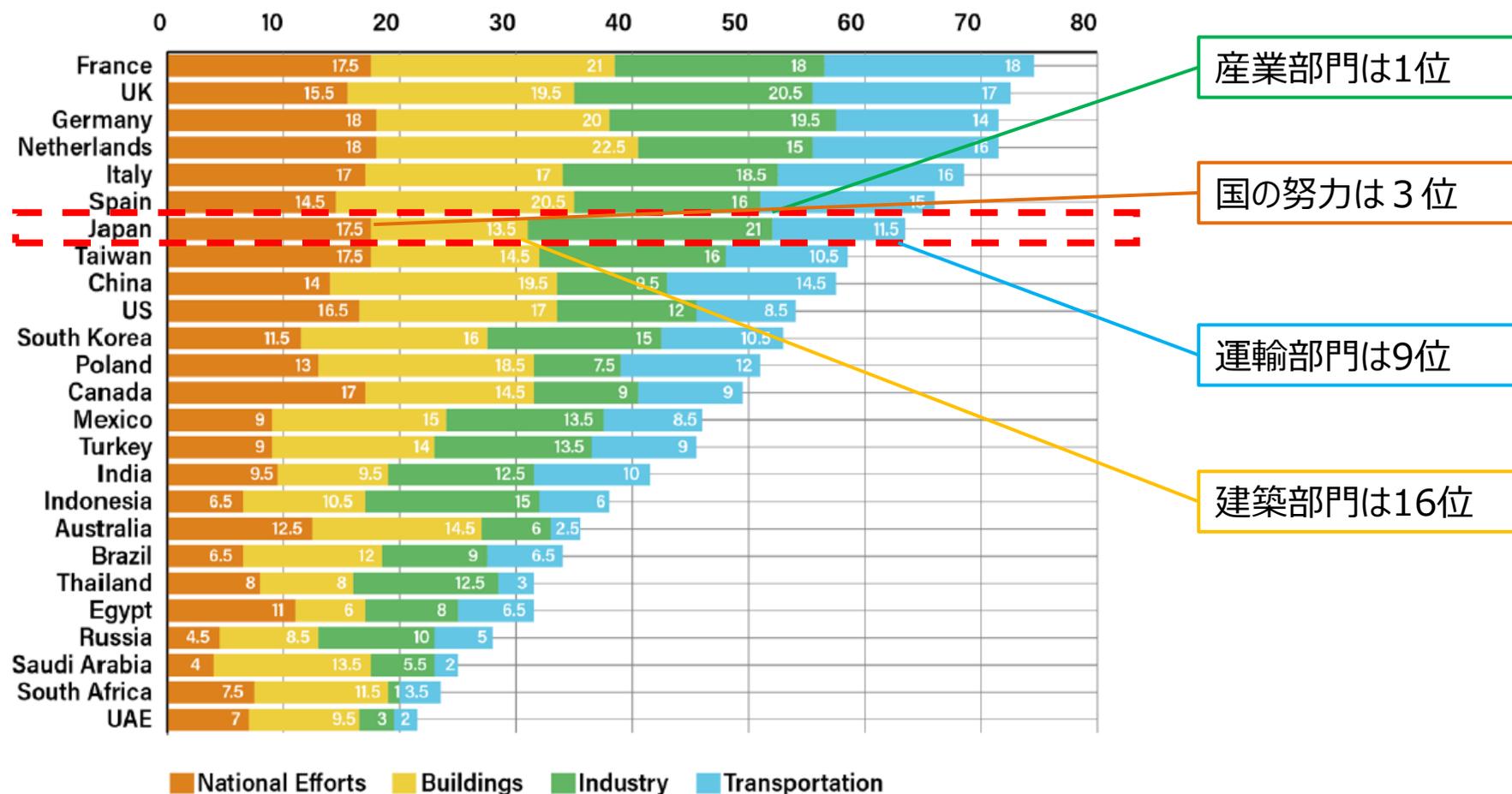


Figure 3. Overall scores and rankings

(参考) 2018年版ACEEEスコアカードの測定基準と配点 (2022年版とは少し異なる)

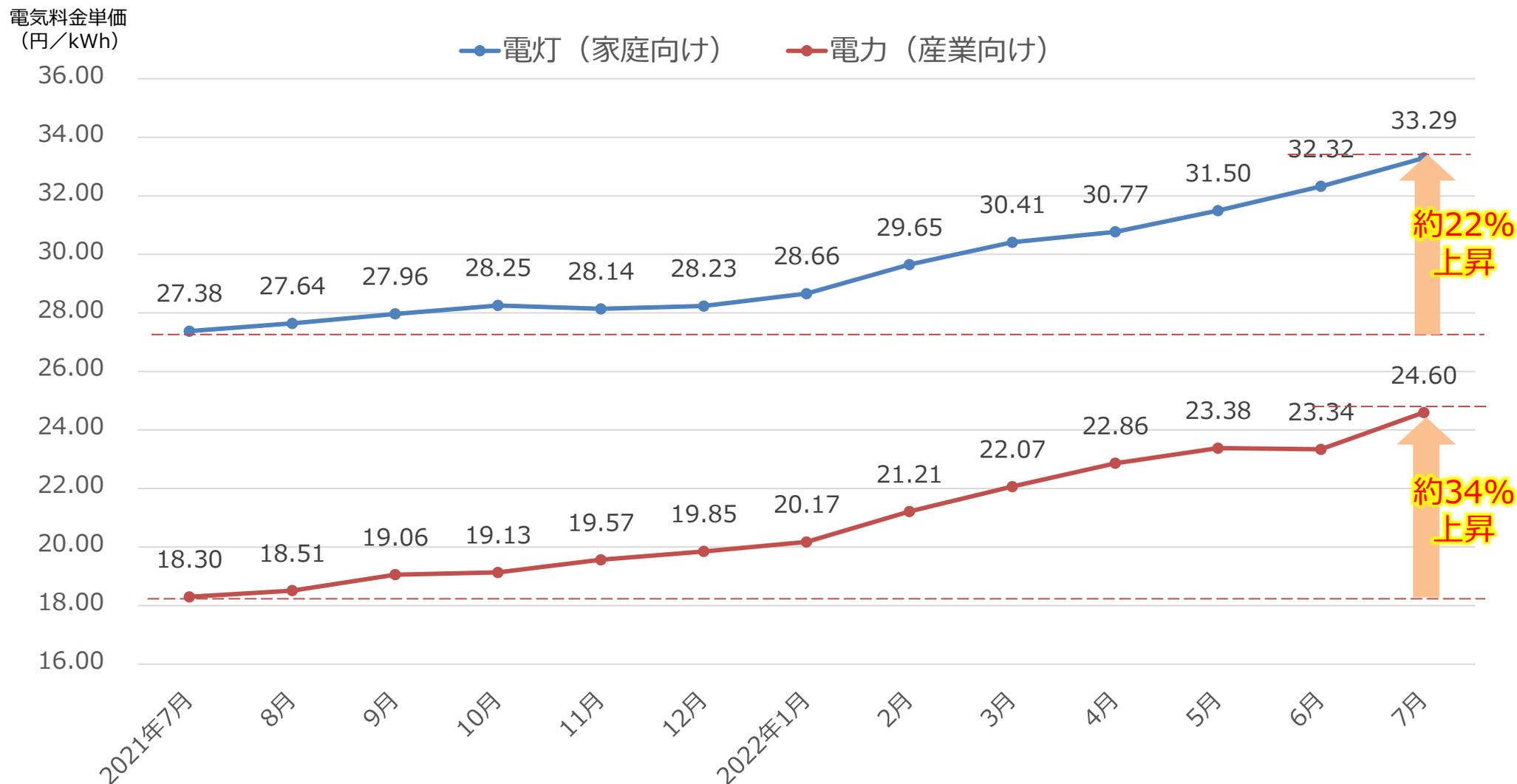
令和2年8月の第29回 当委員会での鶴崎委員プレゼンテーション資料より抜粋

国の努力 (25点)		建築 (25点)		産業 (25点)		運輸 (25点)	
1次エネルギー供給のGDP 原単位の変化 (2010年～2015年)	6	設備・機器の エネルギー性能基準	5	産業部門の エネルギー原単位 (産業構造補正後)	6	乗用車の燃費基準	4
エネルギー効率に関する 投資額	5	住宅の エネルギー性能規定	3	製造業との自主的取組協定	3	乗用車の燃費	3
エネルギー消費量の 削減目標	3	業務用建築物の エネルギー性能規定	3	工場のエネルギー管理者の 配置義務	2	重量車(トラック・トラク ター)の燃費基準	3
火力発電所の効率	3	建築物の改修 に関する政策	4	義務的省エネルギー診断	2	1人当たり自動車走行距離	3
税額控除と融資 プログラム	2	建築物の 評価・情報開示	2	発電容量のコージェネ割合	2	GDP当たり貨物輸送量	2
エネルギー効率に関する 研究開発投資額	2	設備・機器の ラベリング	2	コージェネ促進政策	2	貨物輸送のエネルギー原単 位	3
ESCO事業の市場規模	2	住宅のエネルギー原単位 (気候補正後)	3	モーターの最低効率基準	2	公共交通機関の利用	3
水の利用効率に関する 政策・プログラム	1	業務用建築物のエネル ギー原単位(気候補正後)	3	エネルギー管理の促進政策	2	鉄道投資の対道路投資比	3
データの入手可能性	1	—		製造業の研究開発投資	2	スマート貨物輸送 イニシアチブ	1
—		—		農業部門の エネルギー原単位	2	—	

政策系の測定基準 (Policy metrics) 23項目計**59**点パフォーマンス系の測定基準 (Performance metrics) 13項目計**41**点

(2) エネルギーコスト高騰①：電気料金月別平均単価の推移（日本）

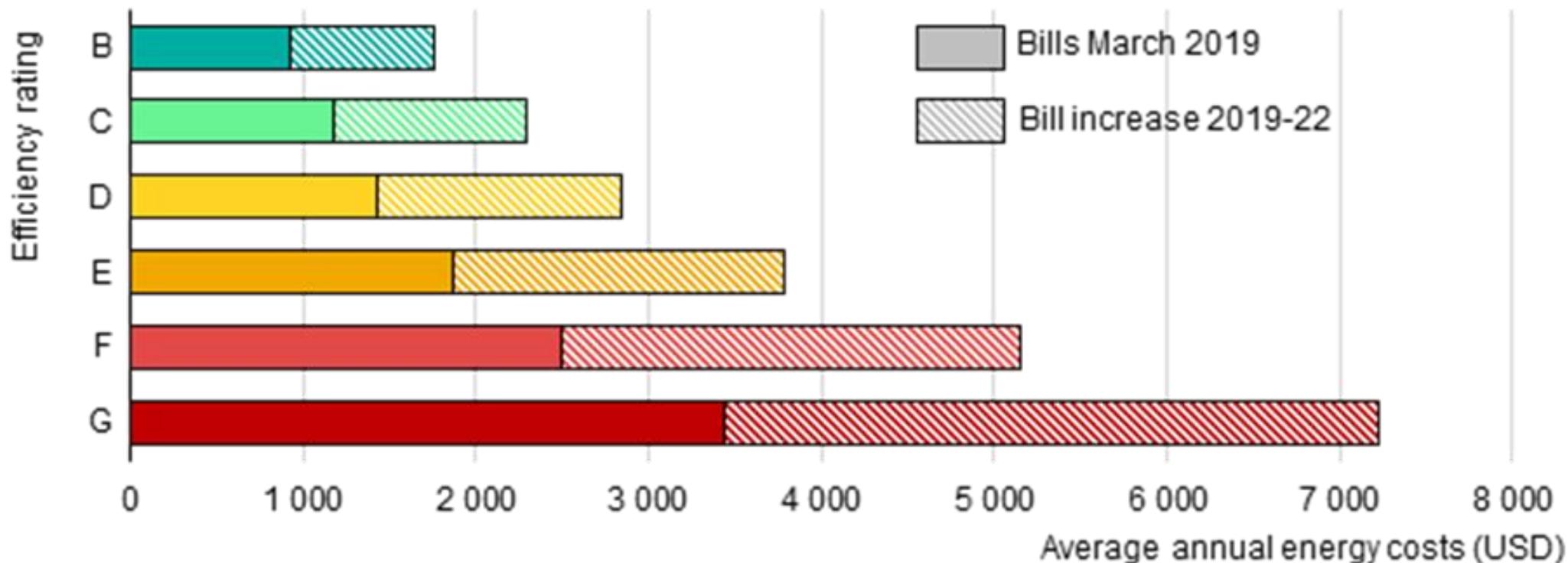
- 電気料金は、2021年7月～2022年7月にかけて家庭用は約22%、産業用は約34%上昇。



※消費税、再エネ賦課金を含む。※電灯（家庭向け）は低圧電灯、電力（産業向け）は特別高圧・高圧・低圧電力。
(出典) 電力取引報

(2) エネルギーコスト高騰②：住宅の省エネランク別の光熱費（英国）

- 英国の家庭の光熱費は、2019年と比較してほぼ倍増。
- 省エネ性能がGランク（最低）の住宅は、Bランクの約4倍の光熱費（年間約100万円）。



Sources: IEA analysis of data from UK Department for Business, Energy and Industrial Strategy [2019 Fuel Poverty Statistics](#); Ofgem [Default tariff cap level, summer 2019](#), [Energy Price Guarantee](#), [Decision for Typical Domestic Consumption Values 2020](#).

(参考) 欧州各国における家庭の省エネ支援拡大

- ロシアによるウクライナ侵攻に伴うエネルギー価格の高騰を受け、欧州各国では、ヒートポンプ導入や省エネ住宅リフォームなどへの支援を大幅拡大。

イギリス

- 低所得世帯の住宅におけるエネルギー効率の向上対策を実施。
- 住宅への省エネルギー材料・設備導入にかかる付加価値税(VAT)を5年間免除。
- 住宅へのヒートポンプ導入数を2028年までに年間60万台に増加させる目標。
- 2022年5月、ヒートポンプの導入1台あたり5,000～6,000ポンドを補助する「ボイラー・アップグレード・スキーム」を発表。2022年からの3年間で4億5,000万ポンドの予算規模。



写真出所：BBC News, May 20, 2022

ドイツ

- 2022年7月、気候変動基金に追加拠出を閣議決定(2023～2026年で1775億ユーロ)
- うち、建物エネルギー効率化等（リノベーション支援、ヒートポンプ導入支援等）に、2023～2026年で562億ユーロを充てる。2022年予算は、130～140億ユーロ。
- 2022年5月に発表した「エネルギー効率化の作業計画」で、2024年までに新たに設置されるヒートポンプの数を年間50万台以上に増やす目標を提示。



写真出所：Euractive, August 17, 2022

(参考) 欧州のエネルギー多消費産業への影響についての記事

The
Economist



2022年9月11日付

FT FINANCIAL
TIMES



2022年10月19日付

Germany faces a looming threat of deindustrialisation

【安価なロシア産ガスに依存してきたドイツの産業が試練を迎えているとの内容】

- ドイツ産業の最大の問題はエネルギーの高騰だ。来年の電気料金はすでに15倍、ガス料金は10倍になっている、とBDI（ドイツ産業連盟）は言う。7月の産業界の**ガス消費量は、昨年同月よりも21%減少**した。その理由の**一部は、企業の省エネによるものである。しかし、下落の主因は生産量の「劇的な」減少による**とBDIは述べている。
- BDIの最近の別調査では、中規模企業600社を対象に、ほぼ1割の企業が投入コスト高により生産を中断または削減していることがわかった。**10社中9社以上は、エネルギーと原材料の価格の高騰は大きな、または企業存続に関わる課題であると述べ、5社に1社が、生産の一部または全部を他国に移転することを考えている。**

<https://www.economist.com/business/2022/09/11/germany-faces-a-looming-threat-of-deindustrialisation>

Will the energy crisis crush European industry?

【エネルギー価格急騰が産業の存亡の危機に係る問題になっているとの内容】

- フランスの建材グループである**サンゴバンは、この冬の暖房を止めることに同意をした倉庫（アルプスの町シャンベリ）の従業員のために、非常に暖かいコートと手袋を注文**した。ガス消費を抑えるため、気温は通常の15℃から8℃に下がる。
- 多くの企業が、エネルギー使用量を削減するための独創的な方法を発見している。たとえば、フランスの自動車メーカーの**ルノーは、ガス需要の最大40%を占めるプロセスである塗料工程を熱く保つ時間を短縮**している。

【こうした省エネ努力に加えて、産業界の大幅な減産（鉄鋼企業の17%減産、一次アルミニウム生産の半減、肥料の生産能力の70%が停止等）を紹介】

<https://www.ft.com/content/75ed449d-e9fd-41de-96bd-c92d316651da>

1. 背景

2. 改正省エネ法の施行に向けて

(1) 非化石エネルギーへの転換

(2) 電気の需要の最適化

3. 省エネ政策の視点

4. 今後の省エネ政策

2. 改正省エネ法の施行に向けて

- 改正省エネ法成立（5月13日）を踏まえ、来年4月の施行に向けて、工場等判断基準WGにおいて詳細制度を議論中。

省エネ法の主な見直し事項

令和3年12月24日
省エネルギー小委員会 事務局資料

① 使用の合理化の対象の拡大【エネルギーの定義の見直し】

- 「エネルギー」の定義を拡大し、非化石エネルギーを含む全てのエネルギーの使用の合理化を求める枠組みに見直す。
- 電気の一次エネルギー換算係数は、全国一律の全電源平均係数を基本とする。

論点（1）
非化石エネルギーへの
転換を促すための
仕組み

② 非化石エネルギーへの転換に関する措置【新設】

- 特定事業者等に対し、非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画及び非化石エネルギー利用状況等の定期報告の提出を求める。
- 系統経由で購入・調達した電気の評価は、小売電気事業者別の非化石電源比率を反映する。

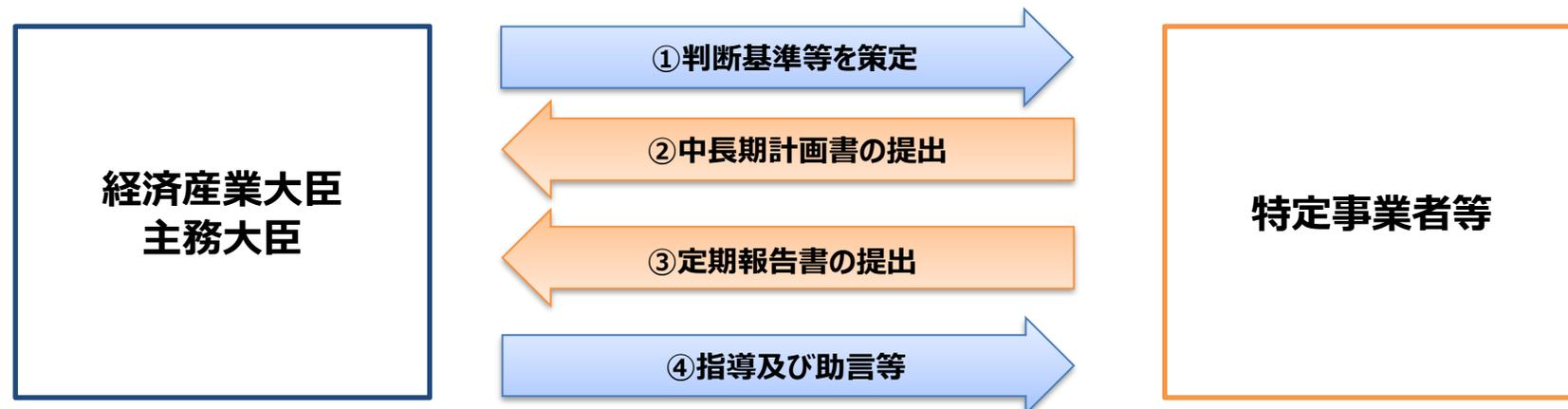
③ 電気需要最適化に関する措置【電気需要平準化規定の見直し】

- 電気の需給状況に応じて「上げDR」・「下げDR」を促すため、電気の一次エネルギー換算係数の設定などにより、再エネ出力制御時への需要シフトや需給逼迫時の需要減少を促す枠組みを構築する。
- 電気事業者に対し、電気需要最適化に資する料金体系等の整備を促す枠組みを構築する。（現行の需要平準化に資する料金体系の整備に関する計画の作成等の義務の見直し）
- エネルギー消費機器（トップランナー機器）等への電気需要最適化に係る性能の向上の努力義務（現行の需要平準化に資する性能の向上の見直し）

論点（2）
電気の需要の最適化
を促すための仕組み

(1) 非化石エネルギーへの転換①

- 「非化石エネルギーへの転換」の措置として、エネルギーの使用の合理化等の定期報告を求めている大規模需要家に対して、非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画及び定期報告の提出を義務化。
- 目標に向けた取組を踏まえ、必要に応じて、指導・助言を行う。また、非化石エネルギーへの転換状況が著しく不十分であると認められる場合、関連する技術の水準や非化石エネルギーの供給の状況等を勘案した上で、勧告や公表を行う。
- さらに、非化石エネルギーへの転換を促す観点から、優良な事業者の評価や、予算措置等による支援についても、今後、検討を行う。



(1) 非化石エネルギーへの転換②

- 制度開始初年度は、主要5業種（鉄鋼業・化学工業・セメント製造業・製紙業・自動車製造業）について、政府が非化石エネルギーへの転換の目標の目安を提示する。
- 各業界における非化石エネルギーへの転換の取組の特徴を踏まえ、非化石電気の使用割合などの定量目標の目安等の設定を検討中。

非化石エネルギーへの転換の定量目標の目安（方向性）

令和4年度第2回工場等判断基準WG資料（抜粋）

オプション1

エネルギー全体に占める非化石率

2030年度における燃料、熱、電気を全て一次エネルギー換算したエネルギー使用量全体に占める非化石率の目標の目安を設定

例えば、「2030年度にエネルギー使用量全体の●%を非化石エネルギーにする」という目安を設定。

オプション2

非化石電気の使用割合

2030年度における外部調達電気に占める非化石電気の割合について目標の目安を設定

例えば、「2030年度に外部調達電気（※）の●%を非化石電気にする」という目安を設定。

※ 自家発電分の電気を含める記述とすることも可能。

オプション3

電気以外の非化石エネルギーの使用割合

2030年度における重要エネルギー分野について目標の目安を設定

例えば、（高炉用）「2030年度に製鉄に使用するエネルギー使用量に占める水素還元製鉄プロセスに用いる非化石エネルギーの割合を●%にする」や、（化学工業用）「2030年度にエネルギー使用量に占める石炭の使用量を●%減少させる」という目安を設定。

※ 具体的な数値や記述は、関係者との議論を踏まえて年内の工場等判断基準WGにおいて決定する予定。

(2) 電気の需要の最適化①

- 改正省エネ法の「電気の需要の最適化」措置は、需要側のディマンド・レスポンス（DR）の取組を促すもの。

令和4年度第2回工場等判断基準WG資料（抜粋）

令和4年10月7日 参議院本会議での岸田内閣総理大臣の答弁

「ディマンド・レスポンス」は、家庭や工場などの使用電力を状況に応じて抑制をしたり、工場等に設置された蓄電池からの放電により電力を創出したりすることで、電力の需給バランスを調整する取組であり、**再生可能エネルギーの導入拡大や効率的なエネルギーの需給調整に資するもの**です。

既に電力市場においても活用が始まっており、先般の電力の需給ひっ迫においても、工場などでのディマンド・レスポンスが活用されたと承知をしております。

先般の通常国会で改正した省エネ法において、大規模需要家のディマンド・レスポンスの取組についての定期報告を義務化し、取組を促すことといたしました。

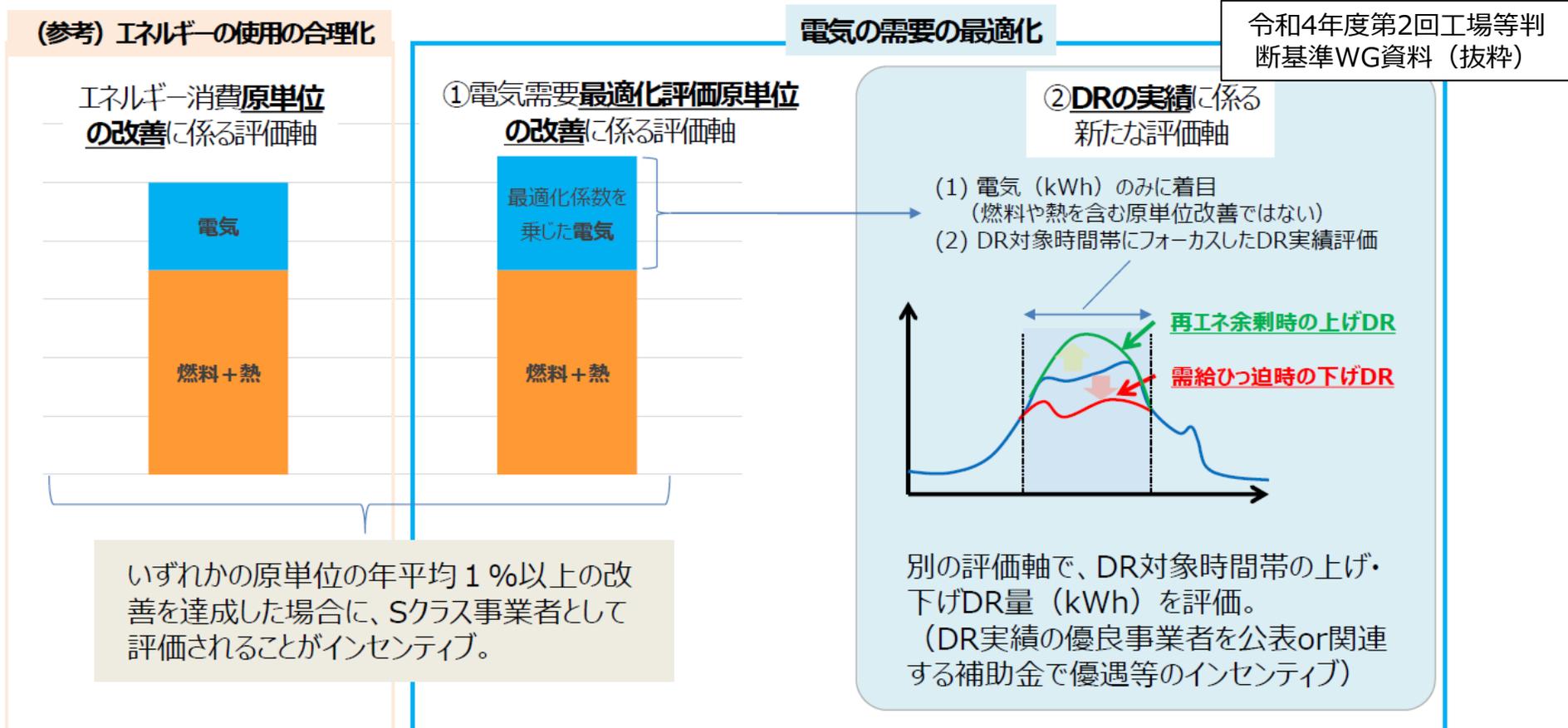
また、ご家庭や企業の節電の実施に対して対価をお支払いする事業者の取組を促進する「節電プログラム促進事業」に加え、ディマンド・レスポンスにも活用できる蓄電池や電気自動車等の導入拡大を進めています。

こうした取組を通じ、「ディマンド・レスポンス」の普及拡大を進めていきます。



(2) 電気の需要の最適化②

- 再エネ電気の余剰が発生している時間への需要シフト等を促すため、電気の需給状況に応じて、電気の一次エネルギー換算係数を変動させる。（「電気需要最適化評価原単位」の改善）
- 「電気需要最適化評価原単位」に加え、需要家へのDR意識を高める観点から、事業者の判断でカウントした「**DRの実施回数**」等の「**DRの実績**」を求める方向で検討中。



【参考】改正省エネ法における3つの評価軸

令和4年度第2回工場等判断基準WG資料（抜粋）

	(1) エネルギーの使用の合理化	(2) 非化石エネルギーへの転換	(3) 電気の需要の最適化
判断基準・指針	使用合理化判断基準 使用合理化中長期計画作成指針	非化石転換判断基準 非化石転換中長期計画作成指針	電気需要最適化指針
中長期計画	○ 特定事業者等は作成・提出義務	○ 特定事業者等は作成・提出義務	—
定期報告	○ 特定事業者等に対して、エネルギーの使用量やエネルギー消費原単位等の報告義務	○ 特定事業者等に対して、非化石エネルギーの使用割合等の報告義務	○ 特定事業者等に対して、電気需要最適化評価原単位等の報告義務 + 「DRの実績」に係る報告
評価 (判断基準・運用)	エネルギー消費原単位1%改善 (又は、電気需要最適化評価原単位1%改善) ベンチマーク目標達成 (SABC評価)	「非化石エネルギーへの転換」状況に係る評価 (今後、詳細検討)	「DRの実績」に係る評価 (今後、詳細検討)
報告徴収、立入検査、工場等現地調査	○	○	○
取組が不十分と認められる場合の措置	指導及び助言 合理化計画作成指示 合理化計画実施指示 合理化計画作成又は実施指示に従わなかった場合の公表 合理化計画作成又は実施の指示に従わなかった場合の命令	指導及び助言 勧告・公表	指導及び助言
罰則	<以下の場合、50万円以下の罰金> ・定期報告をしない、又は虚偽の報告をした場合 ・立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合 <以下の場合、100万円以下の罰金> ・合理化計画作成又は実施の指示に従わなかった場合の命令に正当な理由なく従わなかった場合		

1. 背景

2. 改正省エネ法の施行に向けて

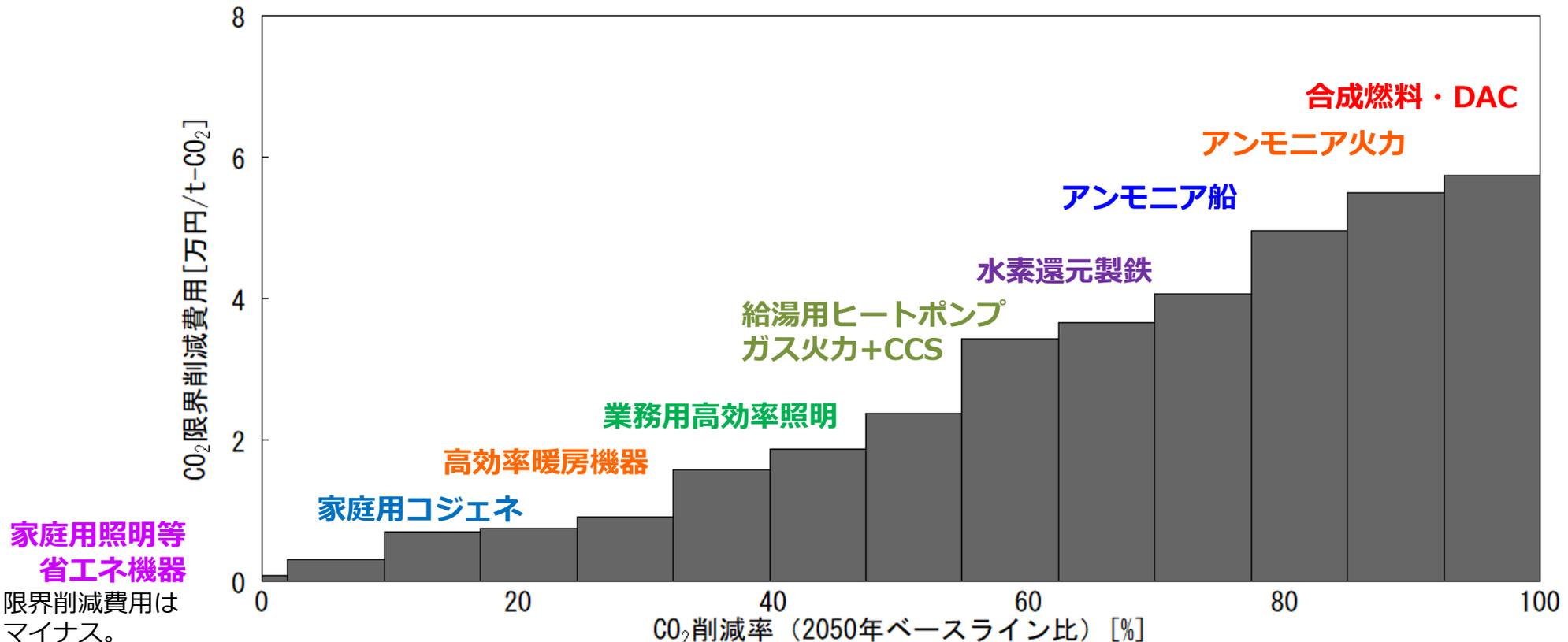
3. 省エネ政策の視点

- (1) GXの手法としての省エネの効果分析
- (2) 政策手法の国際比較・他制度との比較
- (3) 省庁連携・部門横断の強化

4. 今後の省エネ政策

(1) GXの手法としての省エネの効果分析（限界削減費用等）

- エネルギー多消費の大企業は、長期的な脱炭素化を目指している。
- それを実現する手段として**省エネが最適か、分野・技術毎に限界削減費用等のデータで検証すべきでは。**（「省エネ原理主義」になっていないか？）



- * 図中の技術は、CO₂削減率を微小増大させた際に追加的に導入される代表的な例。
- * 限界削減費用を決定する技術は必ずしも一意に定まらず、複数の要素によって決定される。
- * 限界削減費用カーブは前提条件により形状等は異なる。

(2) 国際比較 (例：家電のDR対応化政策)

- 海外の省エネ政策の方向性や個別分野でのアプローチを参考にすべきでは。 (「ガラパゴス」になっていないか?)
- オーストラリアでは家電の省エネ規制をベースに、家庭用のエアコンや給湯器、EV充電器等についてDR対応機能(※)の搭載を義務化。

※ AS/NZS 4755という規格で定められた「外部のDR制御装置と接続することで、遠隔で制御できる」機能。



Table 1. Projected costs and benefits by appliance, Australia (medium activation)

	Routine DLC Reduction available SMD 2036, MWe (a)	Costs \$M NPV (b)	Benefits \$M NPV (b)	Net Benefits \$M NPV (b)	% net national benefits	B/C ratio	Without whole- sale price benefit	
							\$M Net benefit	B/C ratio
Air Conds	2164	\$405	\$1,420	\$1,014	54.3%	3.5	\$757	2.9
PP Controllers	318	\$102	\$192	\$90	4.8%	1.9	\$80	1.8
Water heaters	292	\$252	\$381	\$129	6.9%	1.5	\$121	1.5
EV chargers	626	\$201	\$837	\$636	34.0%	4.2	\$430	3.1
All products	3400	\$960	\$2,829	\$1,869	100.0%	2.9	\$1,388	2.4

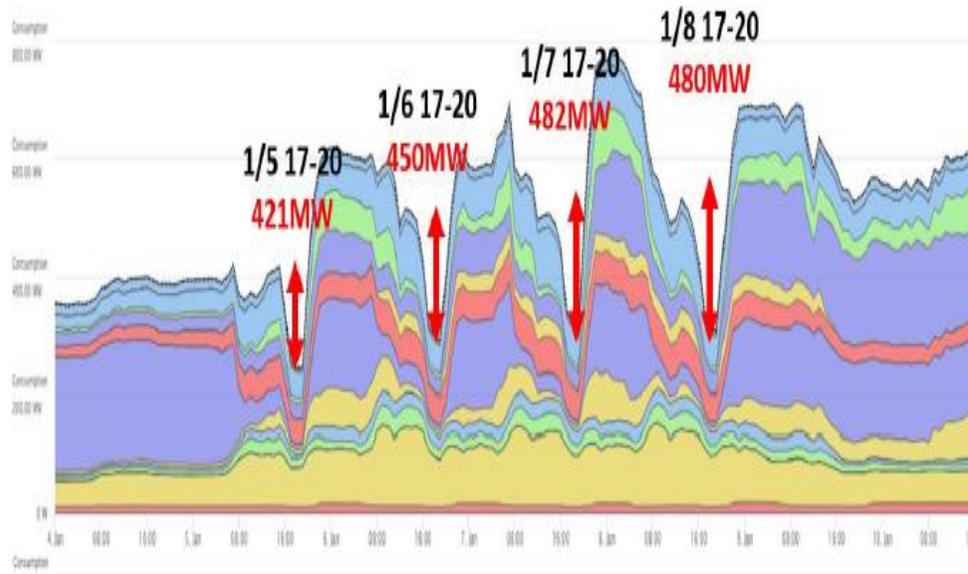
(a) 50% of total MWe of participating DR-capable products. (b) NPV at 7% discount rate for costs and benefits 2020-2036

本規制の費用対効果分析を実施し、**効果が費用の約3倍**となることを確認。

【参考】国内外のVPP・DRの取り組み

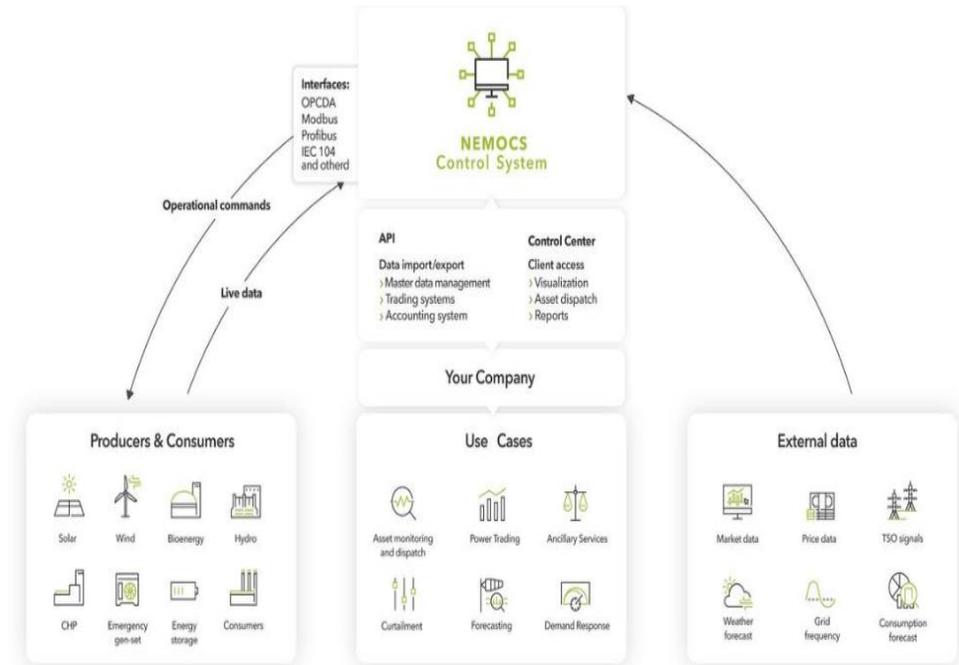
- 海外においては、欧米を中心に、需給ひっ迫時対応やアンシラリーサービス（需給調整市場）等に、需要側の分散型リソースによるVPP・DRが活用されている。
- 我が国でも、猛暑や厳冬といった厳気象時の電力需給ひっ迫に対応する予備力（電源 I'）としてDRが活用されている（2022年度向けはDRが230万kW）。また、「節電プログラム促進事業」等を契機に、小売電気事業者によるDR（経済DR）も活性化。加えて、蓄電池やDR等の分散型リソースを束ねて活用するVPPとして、需給調整市場への参入等も始まっている。

＜我が国での需給ひっ迫時のDRの活用事例＞



出所) 2021年3月26日 第32回電力・ガス基本政策小委員会
資料5 (エナジープールジャパン株式会社提出資料)

＜ドイツでのVPP・DRの活用事例＞



出所) 独Next Kraftwerke社ウェブサイト <https://www.next-kraftwerke.com/>

(2) 他制度との比較（例：温対法における定期報告情報の開示）

- 類似の国内制度のアプローチを参考にすべきでは。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）においては、**企業の温室効果ガス排出量に係る算定・報告・公表制度が強化**されている（令和3年改正で事業所ごとの排出量情報について開示請求の手続なしで公表される仕組みが導入された）。

温室効果ガス排出量公表制度の公表機能の概要

1

特定排出者/ 特定事業所別 排出量等の 公表

- 報告された特定排出者/特定事業所の排出量情報等を、EEGSのユーザーに限らず**一般向けに公表**する機能を実装。
- 閲覧者は、**業種等で事業者・事業所を検索し、データを抽出・出力**したり、**各事業者・事業所のページ**の中で**排出量の経年変化**や**任意報告内容**を確認したりすることが可能となる。
- これにより、閲覧者による**公表データの活用可能性・利便性が高まる**とともに、報告者が、**同業他社と排出状況（原単位）を比較**したり、他社の効果的な排出削減措置や気候変動対策の取組状況等を把握したりすることが可能となり、**報告者に対してより積極的・効果的な排出削減を促す仕組み**となることが期待される。

2

集計結果の 公表

- ガス種類別/業種別/都道府県・市区町村別に集計された排出量情報等の経年変化を公表する機能を実装。

※ EEGS：省エネ法・温対法・フロン法の同時報告、及び、温室効果ガス排出に関する情報の統合管理を可能とする新システム。

(3) 省庁連携（例：住宅省エネリフォーム）

- 効果的な省エネを進めるための政策手法として、省庁連携を強化すべきでは。
- 従来は、経産省・国交省・環境省がそれぞれで住宅リフォーム関連の予算事業を実施していたところ、今般の経済対策では、新たに住宅の省エネリフォーム支援を措置し、3省連携によるワンストップでの対応を予定。

従来の住宅リフォーム支援の例

- 国土交通省
「住宅エコリフォーム推進事業」
令和4年度予算：200.0億円の内数
- 経済産業省
「次世代省エネ建材実証支援事業」
令和4年度予算：80.9億円の内数
- 環境省
「既存住宅における断熱リフォーム支援事業」
令和4年度予算：110.0億円の内数

経済対策

※11月1日電力需給電力需給に関する検討会合資料抜粋・一部加工

3. 新たな住宅省エネリフォーム支援 （3省庁連携によるワンストップ対応）

- 家庭で最大のエネルギー消費源である給湯器の高効率化や、省エネ効果の高い断熱窓改修に経産省・環境省事業で手厚く支援。
- 国交省のリフォーム支援と併せて、3省庁連携でワンストップ対応を予定。

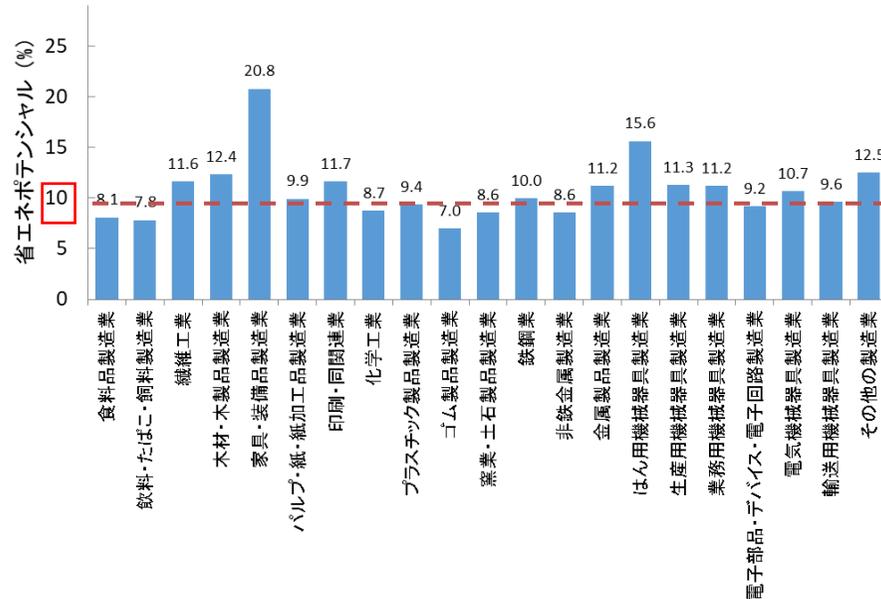
(3) 部門横断 (例：中小企業)

- 産業、業務、運輸の各部門に共通して、中小企業のエネルギー効率改善の余地が大きい。
- 省エネ法の規制対象外となっている中小企業が多いことも踏まえ、部門横断での省エネ対応政策の強化すべきではないか。

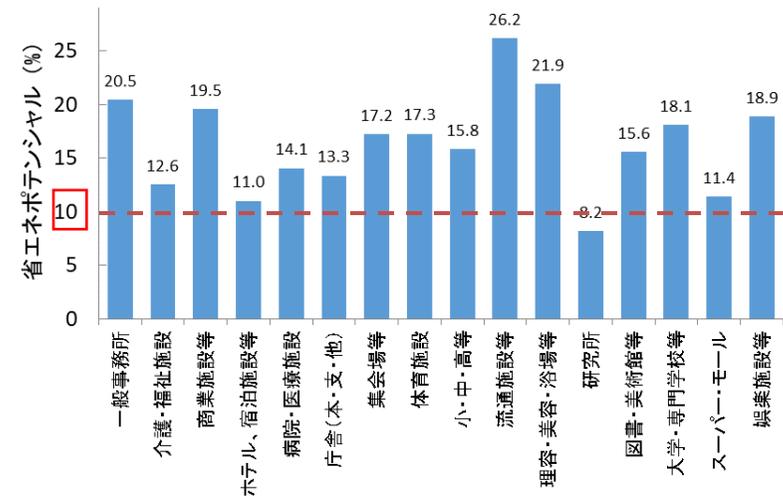
省エネセンターが行う中小企業等に対する省エネ診断の分析 (※)

経済的に合理的な範囲で**産業部門では10%前後程度、業務部門では概ね10%以上の省エネ余地がある**と推定される。

<産業部門の省エネポテンシャル>



<業務部門の省エネポテンシャル>



※2017～2021年度中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業費補助金（エネルギー利用最適化診断事業等及び情報提供事業）の結果をもとに省エネポテンシャルを推定。省エネポテンシャルとは、省エネセンターが行う診断事業において、診断前（改善前）のエネルギー使用量に対する提案した削減可能エネルギー使用量の比率である。ビル1830件、工場1483件の診断を実施。

1. 背景

2. 改正省エネ法の施行に向けて

3. 省エネ政策の視点

4. 今後の省エネ政策

(1) データ活用の強化

(2) 産業競争力の強化

(3) 中小企業への取組強化

(4) 家庭への取組強化

(1) データ活用の強化： 定期報告内容の任意開示化①

- 近年、ESG（環境・社会・ガバナンス）投資への注目が高まり、**企業のサステナビリティ情報の開示に対する要請も高まり**つつある。統合報告書等において、投資家等向けに、サステナビリティ情報の開示事例が増加。
- 環境分野の開示の定量情報として、「エネルギー消費量」等が例示されている。

サステナビリティ情報の例示				
定性情報	定量情報			備考
以下のカテゴリごとに文章での記述による情報開示 ・ガバナンス ・戦略 ・リスク及び機会 ・指標及び目標	数値による情報開示 <指標>			・企業のビジョン、戦略と関連づけて開示 ・財務情報とのつながりを意識して開示 ・必要に応じて、指標は、 <u>地域、連結グループ各社、バリューチェーン等の情報を開示</u>
	環境	社会	ガバナンス	
	・GHG排出量（スコープ1～3） ・ エネルギー消費量・内訳 ・廃棄物排出量 ・取水量、消費水量 ・各種法令等違反件数 等	・女性管理職比率 ・各種法令等違反件数 ・育休・産休後定着率 ・障がい者雇用者数・雇用率 ・健康診断受診率 ・従業員への教育的投資額 ・各種法令等違反件数 等	・女性役員比率 ・役員報酬の詳細 等	
<その他> ・気候シナリオ分析 ・目標及び目標達成度				

(1) データ活用の強化： 定期報告内容の任意開示化②

- これまで省エネ法では、クラス分け評価制度における**Sクラス事業者の公表**や業種別のエネルギー使用量や原単位変化等に関する**集計値データの公表**を行ってきた。
- 現在、個社の取組内容は開示していないが、**今後は定期報告書において開示に同意した事業者について、一定の情報を経済産業省ホームページ等で開示してはどうか。**

(参考) Sクラス事業者の公表

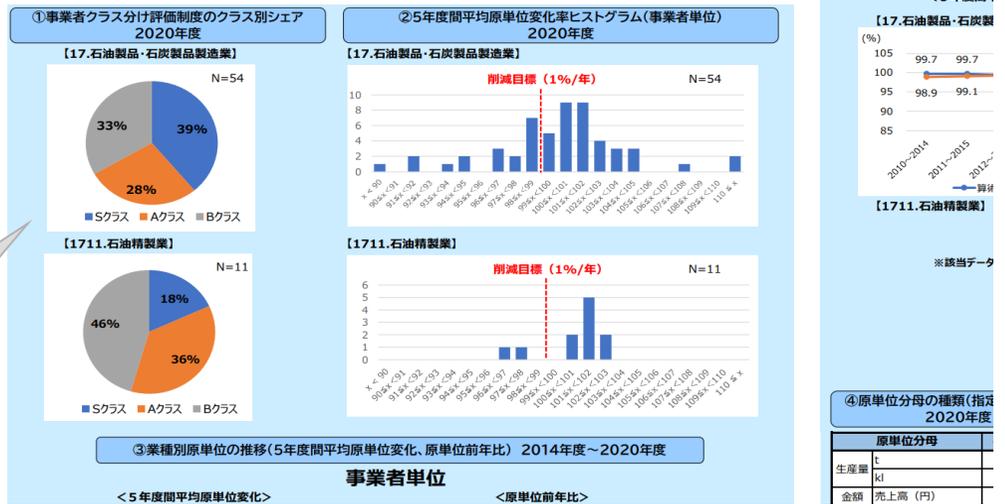
標準産業分類 中分類 ※本制度における評価は、特定事業者の工場・事業場におけるエネルギーの使用状況等に基づいた評価であり、必ずしも各業種におけるエネルギー使用状況等を反映したものではありません。	特定事業者番号	主たる事業所の所在地	事業者等名	省エネ評価				2021年度ベンチマーク達成によるS評価分野
				2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	
16 化学工業	*****	●● 県	●● 株式会社	☆	☆			
88 廃棄物処理業	*****	▲▲ 県	▲▲ 株式会社				☆	
.	.	.	.	☆				☆
.	.	.	.					
.	.	.	.			☆		
.	.	.	.			☆		☆
.	.	.	.	☆	☆	☆		
.	.	.	.	☆	☆	☆		☆

事業者ごとに、Sクラス評価を得た年度に☆を記載

業種ごとに原単位変化等について集計・分析

(参考) 集計値データ (ファクトシート) の公表

省エネ定期報告ファクトシート(1711.石油精製業)



(1) データ活用の強化： 定期報告内容の任意開示化③

次のような項目について、任意開示とする方向としてはどうか

エネルギーの使用の合理化

- ・エネルギー使用総量
 - ・エネルギー消費原単位
- 等

非化石エネルギーへの転換

- ・非化石エネルギーへの転換に関する目標/計画
 - ・非化石エネルギーの使用の割合
- 等

電気の需要の最適化

- ・電気需要最適化評価原単位
 - ・DR実施回数
- 等

その他

- ・エネルギー管理統括者の氏名・肩書
 - ・その他、エネルギーの使用の合理化/非化石エネルギーへの転換等に資する取組
- 等

経済産業省ホームページ等における開示のイメージ

事業者名	特定事業者番号	特定排出者番号	エネルギー使用量		エネルギーの使用の合理化	
			エネルギー使用総量 (GJ)	エネルギー使用総量 (kl)	5年度間平均原単位変化	その他実施した措置
●●株式会社	○○○○○○○	○○○○○○○○○○○	96,900GJ	2,500kl	98%	○○○○
▲▲株式会社	○○○○○○○	○○○○○○○○○○○	465,100GJ	120,00kl	92%	○○○○
■株式会社	○○○○○○○	○○○○○○○○○○○	—	—	—	—
・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・

目標の内容	非化石エネルギーへの転換		電気の需要の最適化		
	非化石エネルギーの使用の割合	その他実施した措置	5年度間平均電気需最適化評価原単位変化	電気の需要の最適化に対応した回数	その他実施した措置
○○○○	20%	—	—	—	—
○○○○	15%	○○○○	92%	50回	○○○○
—	—	—	—	—	—
・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・

※ 具体的な公表内容については、関係者との議論を踏まえて年内の工場等判断基準WGにおいて決定する予定。

(参考) データをG7等での国際的なルールづくりに活用

- 2022年10月の国際GX会合（GGX）において、IEAビロル事務局長は産業脱炭素化を更に推し進めるために必要な要素は、「**データ**」であると述べた。
- 大規模需要家によるエネルギー使用データの開示・分析を各国にも働きかけてはどうか。



- 産業脱炭素化に向けては、第一に**定義**、第二に**データ**が重要な要素。
- 我々は「**正しい定義**」を有する必要があるし、**データ収集の改善に向けたプロセスや、データ測定・処理方法**について、**政府間で合意**する必要がある。
- 産業脱炭素化はG7諸国、そしてそれ以外の国々にとっても重要な問題であり、日本がこの問題を前進させることを強く望む。

(2) 産業競争力の強化①：GX政策のベンチマークとしての省エネ法

- GX実行会議の「規制・支援一体型の促進策」における「規制」として省エネ法の非化石目標・ベンチマーク・トップランナー制度等が活用されている。

【規制・支援一体型の促進策の例（令和4年10月26日 第3回GX実行会議資料より）】

1 水素・アンモニア ＜値差・拠点制度による支援、高度化法による導入促進＞

- 商用化に向けて大規模かつ強靱なサプライチェーンを構築するために、既存燃料との値差や産業集積を促す拠点整備を支援するような制度を導入。
- 水素・アンモニア需要を創出するため、**改正省エネ法で新たに制度化される「非化石転換目標」により水素・アンモニア等の活用を促しつつ**、高度化法による規制的な措置により、発電における水素等の利用を促進。

2 定置用蓄電池 ＜省エネ法での電気需要最適化、FIT/FIP制度の見直し＞

- 再エネの導入や電力システムの柔軟性の向上のために、蓄電池の安全性等の国内・国際標準の形成を図るとともに、需要家側に対して**改正省エネ法により電気需要最適化を促しつつ**、定置用蓄電池の導入を支援することで国内外市場での普及を図る。
- 蓄電池が活用できる電力市場の整備・拡大を図る。
- FIP移行時の再エネに対する蓄電池の事後的な設置による現行の基準価格変更ルールを見直し、蓄電池設置の促進。

3 製造業の構造転換（燃料・原料転換） ＜省エネ法での非化石目標設定、支援対象の選択・集中＞

- **改正省エネ法で新たに制度化される「非化石エネルギー転換目標」等により燃料・原料転換を促しつつ**、化石資源からの離脱に向けた取組を成長の原動力とする製造業の構造転換や燃料転換投資等を実施できる業界・プレーヤーに対し、集中して支援。
 - 例、水素還元製鉄等の革新的技術の開発・導入、高炉から電炉への生産体制の転換、CO2由来化学品製造やアンモニア燃焼型ナフサクラッカーによる炭素循環型生産体制への転換など

4 資源循環関係 ＜資源循環に関する情報開示措置、循環度の測定＞

5 住宅・建築物 ＜建築物省エネ法の対象範囲拡大、建材TRの基準強化＞

- **2025年度までに住宅を含む全ての新築建築物に対する省エネ基準への適合を義務化する。**
- 2050年にストック平均でZEH・ZEB水準の省エネ性能の確保に向けて、省エネ性能の高い住宅・建築物の新築や省エネ改修に対する支援を拡大・強化する。合わせて、今後、**建材トップランナーの2030年度目標値の早期改定を目指す。**

(2) 産業競争力の強化① : GX政策のベンチマークとしての省エネ法

6 次世代自動車関連

<省エネ法のトップランナー制度での規制>

- 省エネ法トップランナー制度に基づく2030年度の野心的な燃費・電費基準及びその遵守に向けた執行強化により、電動車の開発、性能向上を促しながら、車両の導入を支援するとともに、充電・充填設備、車両からの給電設備などの整備についても支援する。

7 商用車のFCV・BEV化

<省エネ法での非化石エネルギー転換計画の作成義務化>

- 輸送事業者や荷主に対して改正省エネ法で新たに制度化される「非化石エネルギー転換目標」を踏まえた中長期計画作成義務化に伴い、FCVやBEVの野心的な導入目標を策定した事業者等に対して、車両の導入費等の重点的な支援を検討。

8 次世代航空機（航空機産業）

<改正航空法に基づく基本方針の策定>

9 ゼロエミッション船舶（海事産業）

<国際的ルール形成の主導>

10 脱炭素目的のデジタル投資

<省エネ法による規制、企業の継続投資の引き出し>

- デジタル化や電化等の対応に不可欠な省エネ性能の高い半導体や光電融合技術等の開発・投資促進に向けた支援の検討を進める。
- 情報処理の基盤であるデータセンターについては、今後、省エネ法のベンチマーク制度の対象の拡充等により、省エネ効率の高い情報処理環境の拡大を目指す。
- 半導体については、継続的な生産や研究成果の社会実装を企業にコミットさせることで、GXを実現するための成長投資を確実に行っていく

11 バイオものづくり

<バイオ製品の調達要件化、認証・クレジット制度の整備>

12 CO2削減コンクリ

<需要喚起策の実施、CO2評価方法の確立>

13 CCS

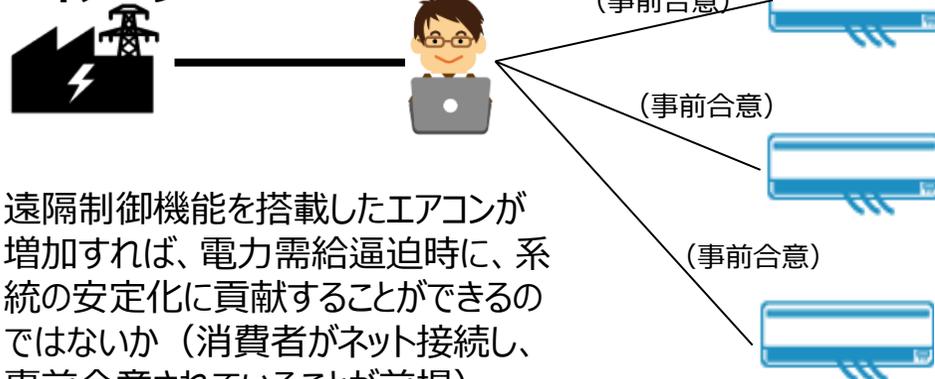
<CCS事業法の整備>

→ 次回GX実行会議で、今後10年を見据えた具体的なロードマップについて議論。

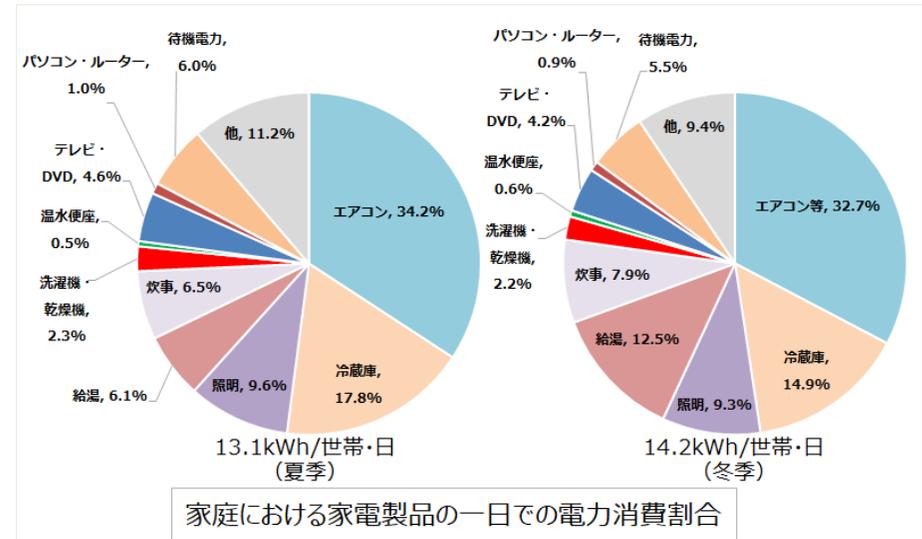
(2) 産業競争力の強化②：DR対応家電に係るルール・技術

- 太陽光発電等の変動再エネの導入が拡大する中で電力システムを安定させるため、供給側のみならず、**需要側の対策も重要**となる。例えば、一部の**エアコン**には、**システムの周波数低下時に自動で出力を抑制する機能が搭載されていたり、IoTによる遠隔制御が可能な機能が搭載**されており、システムの安定化に貢献することが期待される。
- また、オーストラリアの事例（p19参照）のような国際的な動きの中で、**日本がこの分野のルール作り・技術開発で先行することができれば、産業競争力の強化につながるのではないか。**
- 家庭の電気消費に占める割合が大きいエアコンや電気温水機器をトップランナー制度に盛り込むことについて、**「省エネルギー小委員会 エアコンディショナー及び電気温水機器判断基準ワーキンググループ」**で議論を開始してはどうか。

遠隔制御機能のイメージ



※遠隔制御機能を搭載したエアコンが増加すれば、電力需給逼迫時に、システムの安定化に貢献することができるのではないか（消費者がネット接続し、事前合意されていることが前提）。



(出典) 資源エネルギー庁のHP (省エネポータルサイト)

(3) 中小企業への取組強化①

- エネルギー価格高騰の中での総合経済対策（10月28日）を踏まえ、**省エネ補助金の抜本強化や、省エネ診断の拡充**を行っていく予定。

※11月1日電力需給電力需給に関する検討会合資料抜粋・一部加工

1. 省エネ補助金の抜本強化（今後3年間で集中的に支援）

- **省エネ設備投資補助金において、複数年の投資計画に切れ目なく対応できる新たな仕組みを創設**することで、エネルギー価格高騰に苦しむ**中小企業等の潜在的な省エネ投資需要を掘り起こす**。

2. 省エネ診断の拡充（専門人材の倍増）

- 工場・ビル等の**省エネ診断の実施やそれを踏まえた運用改善等の提案にかかる費用を補助**することで、**中小企業等の省エネを強力に推進**する。
- また、現場での**省エネノウハウを持つOB人材等の登録を通じて、省エネ診断を行う専門人材を倍増**させる。

※ 中小企業向け補助金（ものづくり補助金）についても、省エネ対策を推進するためグリーン枠を強化する。

(3) 中小企業への取組強化②：省エネ補助金の抜本強化

- 複数の工業炉を時期をずらして更新する場合、複数年度の投資計画となるが、現状の単年度の省エネ補助金の執行においては、事業が断続的となっていた。
- 総合経済対策を踏まえ、複数年の投資計画に切れ目なく対応できる新たな仕組みを創設予定。

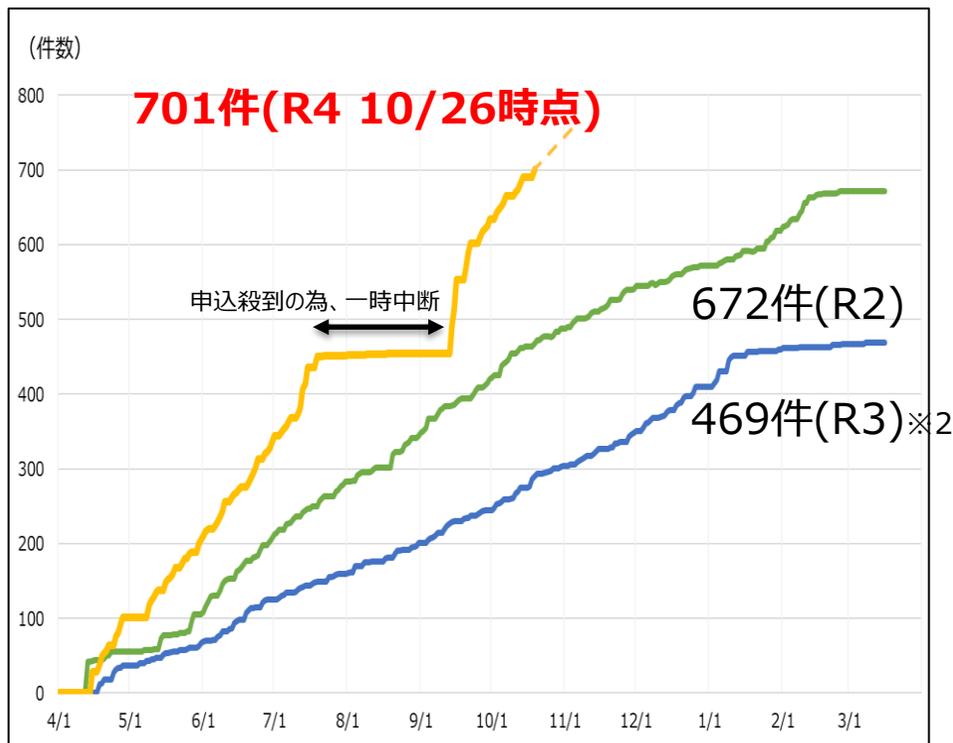
【省エネ補助金の概要】

	補助概要	利用例
(A) 先進事業 (B) オーダーメイド型事業	<p>大企業を含め、<u>大幅な省エネを実現できる先進的な設備導入を補助</u>（上限15億円）</p>	<p>金属加工業A社</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>高効率炉を導入</u>することで、排熱の徹底的な有効活用と炉体の断熱強化を実現。<u>事業期間3カ年</u>をかけて、<u>33.8%の省エネを予定</u>（事業実施中）。  <p>【高効率炉】</p>  <p>1年目 2年目 3年目</p> <p>年度の切れ目に毎年約3か月、事業実施ができない期間が発生</p> <p>【事業実施のイメージ】</p>
(C) 指定設備導入事業	<p><u>主に中小企業を対象に、対象設備リストから企業が選択・導入するものを補助</u>（上限1億円）</p> <p>※対象設備は、高効率空調や冷凍冷蔵設備、変圧器等、事業者のニーズが大きい設備。</p>	<p>食品製造業B社</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 工場内の照明を<u>高効率照明</u>に更新。また、<u>高効率ボイラ</u>を導入し、食品生産工程の洗浄・給湯・空調に利用。合わせて<u>12.4%の省エネを実現</u>。

(3) 中小企業への取組強化③：省エネ診断の拡充

- エネルギーコスト上昇等を背景として、中小企業の省エネへの取組の意欲が向上し、今年度は省エネ診断事業への申込件数が急増。（例年の約3倍のスピード）
- こうしたニーズに対応するため、診断を実施する専門員の不足等への対策を行いつつ、総合経済対策を踏まえ省エネ診断を拡充する予定。

直近3年間の省エネ診断※1申込件数の推移



拡充措置（予定）

省エネ診断を実施する実施団体や企業を増加し、
省エネ診断を実施する専門員の不足を補う。

省エネ診断実施団体・企業の候補案

- | | |
|-----------|-------------|
| ・ エネマネ事業者 | ・ ESCO事業者 |
| ・ 電力会社 | ・ 電気保安関連事業者 |
| ・ 照明メーカー | ・ ボイラメーカー |
| ・ 空調メーカー | 等 |

※1

R2:中小企業等に対する省エネルギー診断事業費補助金（無料省エネ診断事業等及び診断結果等情報提供事業）
R3:中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業費補助金（エネルギー利用最適化診断事業等及び情報提供事業）
R4:小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業費補助金（エネルギー利用最適化診断等事業）

※2：R3年度から省エネ診断の有料化や新型コロナウイルス感染拡大による影響により、R3年度はR2年度よりも診断件数が減少

(3) 中小企業への取組強化④：中小企業支援施策

- 「ものづくり補助金」※において、温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービスの開発や炭素生産性向上を伴う生産プロセス改善等を行う事業者を対象に、通常よりも補助上限額と補助率を引き上げた「グリーン枠」を令和3年度補正より創設。

※ 中小企業等の革新的な製品・サービス開発、生産プロセス改善等に必要な設備投資等を補助。

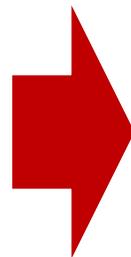
- 先月末に閣議決定された経済対策を踏まえ、グリーン枠の補助上限額の見直しや要件見直しなどを措置し、使い勝手の向上を図っていく予定。

令和3年度補正からの「グリーン枠」概要

総合経済対策の「グリーン枠」概要案

- カーボンニュートラルに向けた取組度合いに応じて、補助上限が異なる3つのクラスを創設。
- 初歩的な省エネ投資から、高度かつ大規模なGX投資まで、幅広く対応することで使い勝手を向上させ、中小企業におけるGX投資の裾野を拡大。

拡充



	申請類型	補助上限額	補助率
主な支援類型	通常枠		1/2 (※小規模事業者・再生事業者は2/3)
	回復型賃上げ・雇用拡大枠 業況が厳しい事業者に対して、賃上げ・雇用拡大に取り組むための生産性向上を支援。	従業員 5人以下：750万円 6～20人：1,000万円 21人以上：1,250万円	2/3
	デジタル枠 DXに資する革新的製品・サービス開発、デジタル技術を活用した生産プロセス改善等を支援。		
	グリーン枠 温室効果ガス排出削減に資する革新的製品・サービス開発、炭素生産性向上を伴う生産プロセス改善等を支援。	従業員 5人以下：1,000万円 6～20人：1,500万円、 21人以上：2,000万円	2/3

(3) 中小企業への取組強化⑤：大企業からの働きかけ

- 中小企業の省エネを進める上で、取引先からの働きかけが効果的。大手電機・自動車メーカーが取引先への省エネ診断を実施する事例も出てきている。
- 「パートナーシップ構築宣言」の活用も含め、大企業による取引先中小企業に対する省エネ対策支援を促進してはどうか。

「パートナーシップ構築宣言」：取引先と共存共栄関係を築くために、企業が発注者の立場で自社の取引方針を宣言する取組

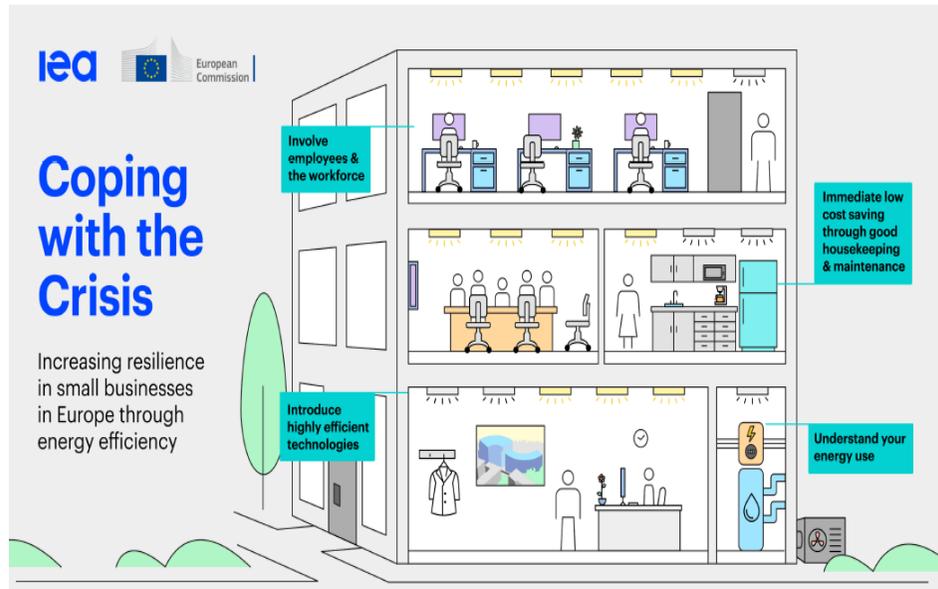
【取引先大企業からの働きかけ】

- 製造業 A社
同社の環境専門家が、**コスト低減効果や投資の必要性を含め改善提案**を行うなど、**取引先と協働で環境負荷低減活動**を実施。省エネ専門家のノウハウをデジタル化した**省エネ診断ツール**を活用。
- 製造業 B社
サプライヤー複数社に対し、アドバイザー派遣や**省エネ診断**、製造工程等の分析を行い、**製造工程におけるCO2排出量を算定**する実証事業を実施。
- 製造業 C社
工場のエネルギー管理に詳しい社員が複数人でチームを組み、**取引先を訪問し、改善点を指摘**。半年ほどで効果を検証し、**脱炭素の国際的な認定の取得**を目指してもらう取組を開始。

(参考) 中小企業のエネルギー危機対応 (欧州の政策)

- 中小企業がエネルギー危機を乗り越えるため、国際エネルギー機関 (IEA) と欧州委員会が共同で、政府や企業が取り組むべき省エネ対策等を示した。

【IEA「Coping with the Crisis」(10/22発表) より抜粋】



<政府ができること>

- ✓ 省エネ設備への更新などへの既存の補助金の拡充を行う。
- ✓ 省エネルギー診断やエネルギーマネジメントの導入を支援する。

等

<中小企業ができること>

- ✓ スマートメーターを設置し、省エネルギー診断を行う。
→ 使用量を最大40%削減
- ✓ 省エネ設備を導入する。
→ ・LED照明は、従来の電球の最大5倍の寿命で、消費電力は最大90%削減。
・高効率なヒートポンプは、従来型の化石燃料ボイラーの4倍以上の効率。
- ✓ 適切な管理とメンテナンスを実施
→ ・照明の使用量を3分の1以上削減。
・配管の断熱により、75%以上ロスを削減。

等

(4) 家庭への取組強化①：3省連携パッケージ

- 先月末に閣議決定された総合経済対策を踏まえ、住宅の省エネリフォーム支援を強化する予定。

※11月1日電力需給電力需給に関する検討会合資料抜粋・一部加工

3. 新たな住宅省エネリフォーム支援（3省庁連携によるワンストップ対応）

- 家庭で最大のエネルギー消費源である給湯器の高効率化や、省エネ効果の高い断熱窓改修に経産省・環境省事業で手厚く支援。国交省のリフォーム支援と併せて、3省庁連携でワンストップ対応を予定。
- 高効率給湯器の導入と断熱窓への改修により、家庭の電気代・ガス代を年間最大で約14万円削減可能（約3割の削減。寒冷地のモデル家庭）。

※ 全国各地の自治体で実施されている「省エネ家電買い換え支援」を拡大すべく、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」（6,000億円）において、メニューの一つとして措置。

(4) 家庭への取組強化②：地方創生臨時交付金

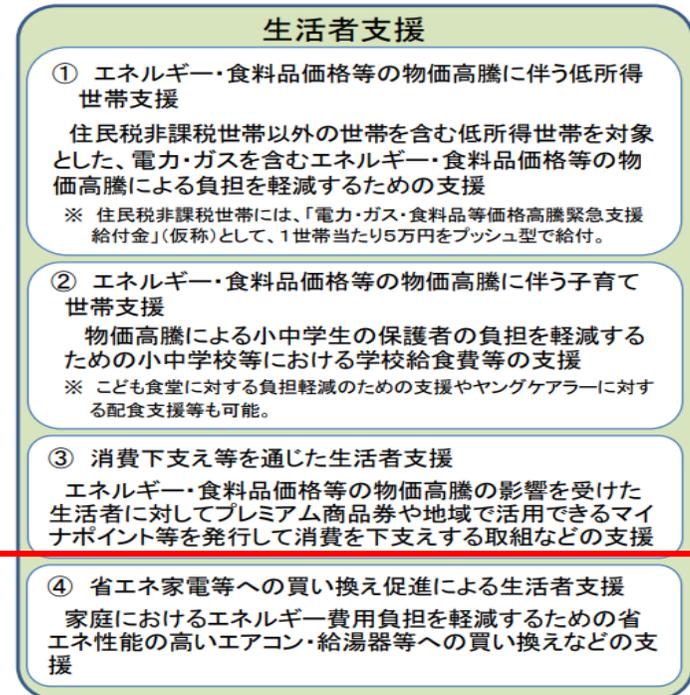
- 自治体において、地域の実情を踏まえつつ、省エネ家電の買換・購入支援を実施。
- 9月に発表された「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の推奨事業メニューにも、自治体による省エネ家電買い換え支援が位置づけられた。今後、省エネラベルの普及等を通じて、自治体の取組を国としても後押ししていく。

【省エネ家電の買換・購入支援を実施している自治体の例】

自治体	事業名称等	対象製品	概要
東京都	東京ゼロエミポイント	エアコン、冷蔵庫、給湯器、LED照明器具	省エネ性能の高い製品に買い換えた方に商品券等に交換可能なポイントを付与する事業
北海道札幌市	再エネ省エネ機器導入補助	エネファーム、ペレットストーブ等	対象機器を導入する方に購入費用の一部を補助する事業
長野県	信州省エネ家電購入応援キャンペーン	エアコン、冷蔵庫、電気温水機器	省エネ家電の購入を支援するキャンペーン（購入者にキャッシュレスポイントを付与）
福岡県北九州市	エコ家電でくらし快適キャンペーン	エアコン、冷蔵庫、テレビ	省エネ家電を購入した方に電子商品券又は紙商品券で還元するキャンペーン

【電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金】

- 予算額：6,000億円
- 交付対象：都道府県及び市町村
- 対象事業：効率的と考えられる推奨事業メニュー（別紙を自治体に示す）
- 算定方法：人口や物価上昇率等を基礎として査定



(4) 家庭への取組強化②：節電プログラム促進事業

- 今冬の厳しい電力需給が見通される中、供給力の確保に加えて、需要面の対策として、**電力需給ひっ迫時に、需要家が簡単に節電やDRに取り組めるよう、環境を整えることが重要**である。
- 小売電気事業者等には、節電プログラムの実施にあたり、**需要家とのコミュニケーションを活性化**させるとともに、**需要家の節電に関する理解を深める取組**をお願いしている。
- また、小売電気事業者等が実施する**節電プログラムへの参加や実行に対する特典付与**に対して**支援**を行い、**需要家の節電やDRの取組を後押し**している。

第1弾：登録支援

この冬の需給ひっ迫に備え、節電に協力いただける需要家を増やすため、**節電プログラムに登録いただいた家庭や企業に一定額のポイント等付与**

①「プログラム参加特典」

第2弾：実行支援

電力需要が高まる**12月～3月**に、現在のまだ厳しい需給の見通しを踏まえ、**対価支払型の節電プログラム※に参加して、一層の省エネに取り組んでいただいた家庭や企業**に対して、電力会社によるポイントに、**国によるポイントを上乗せする等の支援**

②「節電達成特典」

※対象となるプログラムは以下のとおり。

- ① 月間型 (kWh) プログラム：前年同月比で一定の電力使用量を削減した場合、達成として評価し、対価を支払う
- ② 指定時型 (kW) プログラム：電力会社が指定する日時に、ベースラインより電力使用量を削減した場合、削減量を評価し、対価を支払う

(4) 家庭への取組強化③：消費者接点を持つ事業者による情報提供

- 家庭での省エネの取組を促すため、エネルギー小売事業者が行う省エネに関する一般消費者向けの情報提供やサービスの充実度について評価・公表する制度（省エネコミュニケーション・ランキング制度）を令和4年度より本格的に開始（10月19日に評価結果を公表）。
- 一般消費者が電力・ガス会社を選択する際の参考とし、また提供された省エネ情報を元に一層の省エネに取り組むこと、エネルギー小売事業者による情報提供を促すことを目的としている。



各エネルギー小売事業者の取組は、**エネルギー種ごと★1～★5の5段階でランク分け**され、資源エネルギー庁ホームページで公表される。

小売電気事業者 136者

評価	小売電気事業者
★★★★★	北海道ガス株式会社 東北電力株式会社 SBパワー株式会社 auエネルギー＆ライフ株式会社 京葉瓦斯株式会社 湘南電力株式会社 東京瓦斯株式会社 東京電力エナジーパートナー株式会社 ミツウロコグリーンエネルギー株式会社 楽天エナジー株式会社 中部電力ミライズ株式会社 東邦ガス株式会社 大阪瓦斯株式会社 関西電力株式会社 シン・エナジー株式会社 中国電力株式会社 四国電力株式会社 九州電力株式会社 沖縄電力株式会社 其他2者
★★★★	北海道電力株式会社 株式会社イーネットワークシステムズ 株式会社Loop 北陸電力株式会社 静岡ガス＆パワー株式会社 其他1者
★★★	日本瓦斯株式会社 其他6者
★★	30者
★	43者
ランク外	29者

都市ガス小売事業者 41者

評価	都市ガス小売事業者
★★★★★	北海道ガス株式会社 京葉瓦斯株式会社 東京瓦斯株式会社 東京電力エナジーパートナー株式会社 中部電力ミライズ株式会社 東邦ガス株式会社 大阪瓦斯株式会社 関西電力株式会社
★★★★	静岡ガス株式会社 其他2者
★★★	仙台市ガス局 北陸瓦斯株式会社 日本瓦斯株式会社 広島ガス株式会社 西部ガス株式会社 其他3者
★★	7者
★	12者
ランク外	3者

LPガス小売事業者 6者

評価	LPガス小売事業者
★★★★★	—
★★★★	—
★★★	日本瓦斯株式会社
★★	2者
★	1者
ランク外	2者

(4) 家庭への取組強化④：一般消費者への情報提供に関する指針等の見直し

- **改正省エネ法**により、**電気事業者に対して電気の需要の最適化に資する料金体系等の整備を促す枠組み等**を構築。また、国が取組を促進すべき「配慮」事項として事業者が行う「エネルギー消費性能等が優れている機械器具の導入の支援」を明記（改正法第163条）。
- 更に、**家庭の省エネ支援施策の強化や節電プログラムの実施**等を踏まえ、エネルギー供給事業者等による**一般消費者への情報提供に関する指針やガイドライン等の見直し**を検討してはどうか。

一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針

1. **一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者**（以下「エネルギー供給事業者」という。）は、可能な範囲内で、次に掲げる一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供するよう努めなければならない。
 - (1) 一般消費者の**毎月のエネルギーの使用量の前年同月値に関する情報**の提供
 - (2) 一般消費者の過去一年間の月別のエネルギーの使用量及び使用料金に関する情報の提供
 - (3) エネルギーを消費する機械器具の使用法の工夫によるエネルギーの使用量の削減量及び使用料金の削減額の目安等の提供
 - (4) エネルギーの使用の合理化に資する機械器具につき、エネルギーの消費量との対比における当該機械器具の性能、**当該機械器具の普及促進のための助成制度等に関する情報**の提供
 - (5) 前各号及び2に掲げるもののほか、契約又は**住居形態別のエネルギー使用量の目安等**、エネルギー供給事業者の創意により実施する一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供
2. エネルギー供給事業者は、可能な範囲内で、**他の家庭とのエネルギー使用量の比較等**に関する情報を提供するよう努めるものとする。
3. エネルギー供給事業者は、可能な範囲内で、1及び2に掲げる情報を集約した上で一般消費者へ提供するよう努めるものとする。
4. (略)

まとめ：「視点と政策」案

